コンビニ納付についてのQ&A

- 質問 1. コンビニで納付できる納付書はどのようなものですか?
- 回答 1. 左下の部分にバーコードが印字されている納付書です。ただし、コンビニ納付期限 を過ぎますと、お取り扱いできなくなるのでご注意ください。
- 質問 2. コンビニで納付する際に、納付手数料はかかりますか?
- 回答 2. 町が負担しますので、納付の際には納付手数料はかかりません。
- 質問 3. 納付書がつづられずに送られてきましたが、なぜですか?
- 回答 3. コンビニでは、ブック式 (冊子) タイプの納付書は取り扱いできませんので、1枚ずつバラバラでお送りします。納付の際は、必ず納付される納期の納付書のみを支払い窓口にお出しください。誤った納期の納付書で納付された場合、返金することができませんので、納付書を今一度ご確認ください。
- 質問 4. 古い納付書(令和 2 年 2 月以前に発行した納付書)でもコンビニで納付できるか?
- 回答 4. コンビニ納付用バーコードが無い納付書またはコンビニ納付期限を過ぎた納付書ではコンビニで納付できません。

町税などの納付を担当する各担当課で納付書の再発行を受けて下さい。

- 質問 5. 納付書を紛失してしまいましたが、コンビニで納付できる納付書を再発行してもらえますか?
- 回答 5. 町税などの納付を担当する各担当課で再発行します。
- 質問 6. 納付書には納付期限が記載されていますが、いつまでに納付したらいいのですか?
- 回答 6. 町税などはそれぞれの納付期限までに納めてください。なお、納期限(または納付期限)を過ぎて納付された場合は、督促状が届いたり、後日、延滞金等を請求されたりすることがあります。
- 質問 7. 納付書に記載されているコンビニ使用期限を過ぎてしまいましたが、コンビニで納付できますか?
- 回答 7. 納付期限を過ぎた納付書は、コンビニで納付できません。お早目の納付をお願いします。(分納納付の方は、担当課へご確認下さい。)
- 質問 8. 第1期を納付するところ、間違って第2期の納付書で納付してしまいましたが、どうすればよいですか?
- 回答8. 第2期の納付として取り扱われ、取り消すことはできません。

第1期は未納扱いとなりますので、恐れ入りますが納期限までに納付してください。

- 質問 9. コンビニで納付した次の日に、市役所に行って納税証明書を申請しましたが、「発行できません。」と言われました。
- 回答 9. コンビニで納付された場合、町が納付の確認ができるまで 2 週間程度かかる場合があります。恐れ入りますが、コンビニで納付後、すぐに納税証明書が必要な場合は、役場担当課へおこしいただき「領収証書」をご提示の上、納税証明書を申請してください。なお、コンビニで納付された場合も、軽自動車税の継続検査用納税証明書はこれまでどおり使用できます。

※税関係は、できれば役場内金融機関窓口でお支払い頂き領収証を提示していただければ、即時発行できます。

- 質問 10. コンビニで納付しても、継続検査用納税証明書はこれまでどおり使用できますか?
- 回答 10. コンビニで納付された場合も、継続検査用納税証明書はこれまでどおり使用できます。
- 質問 11. 督促状は、コンビニで納付できますか?
- 回答 11. 督促状はコンビニで納付できます。ただし、納付期限を過ぎると納付できません。
- 質問12. コンビニ納付以外に便利な納付方法がありますか?
- 回答 12. 口座振替をご利用いただければ、つい、うつかりの納め忘れがなく、金融機関やコンビニへ出かける手間がありません。

また、一度申し込めばずつと口座振替が続きますのでとても便利です。

- 質問 13. これまでのように金融機関でも納付できますか?
- 回答 13. できます。納付できる金融機関は次のとおりです。

琉球銀行、沖縄県農業協同組合、沖縄県信漁連、ゆうちょ銀行および郵便局。

納付書に記載された内容について

それぞれの納付書に記載された内容については、担当課もしくは税務課へお問い合わせ下さい。